

医者ジム リモートパーソナルトレーニング利用規約

(施行日：2025 年 6 月 1 日)

株式会社 MedSciSportLab（以下「当社」といいます）は、医師監修オンラインパーソナルトレーニングサービス（以下「本サービス」といいます）の利用規約（以下「本規約」といいます）を次のとおり定めます。本サービスをお申込みいただく際には、本規約をよくお読みいただき、同意の上でお申し込みください。

第 1 条（運営主体）

本サービスの提供・管理・会費その他諸費用の決定および本規約の改廃は、当社が行います。

第 2 条（利用資格）

本サービスを利用できるのは、次の各号すべてを満たす方とします。

1. 医師から運動を禁止されていないこと
2. 反社会的勢力に属さないこと
3. 伝染性疾患等、オンライン指導を受けるにあたり他者へ健康被害を及ぼすおそれのないこと
4. 当社所定の申込フォームに真実かつ正確な情報を入力し、本規約に同意したこと
5. 未成年の場合は保護者の同意を得ていること

第 3 条（申込手続と承認）

1. 利用希望者は、当社所定のオンライン申込フォームに必要事項を入力し、初期費用（入会金・初月会費等）を支払ったうえで申し込みます。
2. 当社が申込内容を審査のうえ承認した時点で契約が成立します。健康状態によっては医師の診断書を求める場合があります。

第 4 条（サービス内容）

1. 週 1 回のオンラインカウンセリング（ビデオ通話または音声通話）
2. 専用アプリを用いた運動・食事指導、チャットサポート
3. スマートウォッチ・体組成計等と連携したデータ解析・フィードバック
4. 必要に応じ当社が貸与する機材（スマートウォッチ・体組成計・バンド等）の利用

第 5 条（料金および支払方法）

1. 会費その他料金は別紙料金表に定めます。
2. 支払方法はクレジットカード決済、口座振替その他当社が認める方法とします。
3. 契約が存続する限り、利用者がオンライン面談を実施しない月であっても会費支払義務が発生します。
4. 支払遅延が生じた場合、利用者は年 14%の遅延損害金を負担します。

第 6 条（機材貸与）

1. 機材は利用契約期間中に限り貸与します。
2. 紛失・故障が利用者の責任による場合、実費相当額（スマートウォッチ 27,500 円、体組成計 9,800 円等）を補償いただきます。
3. 貸与品の転貸は禁止とします。解約・退会時は速やかに返却してください（返送料は利用者負担）。

第 7 条（休会）

1. 利用者は毎月 10 日までにオンライン休会届を提出することで、翌月から 1～6 カ月間休会できます。
2. 休会中の費用は無料とします。期間延長の場合は再度届出が必要です。

第 8 条（解約・退会）

1. 利用者は毎月 10 日までに所定の退会フォームを送信することで当月末退会とします。10 日を過ぎると翌月末扱いとなります。
2. 入会金・既払会費は返金いたしません。日割り返金も行いません。

3. 機材貸与プランの場合、契約開始から 12 カ月未満で退会する場合は機材を返却してください。

第 9 条（サービス提供の停止・中断）

1. 天災地変、通信インフラ障害、感染症流行、法令・行政指導、当社システム保守等により本サービスの全部または一部を停止・中断することがあります。
2. 前項により会員に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第 10 条（自己責任と免責）

1. 利用者は自己の責任において運動を行い、体調に異常があるときは直ちに中止し医師に相談します。
2. 当社は合理的な安全対策を講じますが、利用者の虚偽申告・指導逸脱・通信環境不良等に起因する損害について責任を負いません。
3. 当社の故意または重過失が認められる場合を除き、間接損害・逸失利益についても賠償責任を負いません。

第 11 条（禁止行為）

1. 当社スタッフの指示に従わず危険行為を行うこと
2. 他の利用者・スタッフへの暴言・誹謗中傷・セクハラ行為
3. 取得したコンテンツ（動画・資料等）の無断複製・転用
4. 当社の書面による事前許可なく、有償・無償を問わず本サービスの内容を第三者に指導・教授すること

第 12 条（個人情報・データ取扱い）

1. 個人情報は当社プライバシーポリシーに従い取り扱います。
2. 取得データは匿名化のうえ研究・学会発表・論文投稿に利用する場合があります。詳細はプライバシーポリシーをご確認ください。

第 13 条（資格停止・除名）

利用者が本規約または法令に違反した場合、当社は事前通知なく資格を停止または契約を解除できるものとします。未納料金等の債務は全てお支払いいただきます。

第 14 条（規約・料金の改定）

当社は、本規約および料金を改定する場合、改定日の 30 日前までに公式ウェブサイトまたはメールにて周知します。

第 15 条（準拠法・合意管轄）

本規約は日本法を準拠法とし、本サービスに関して生じる一切の紛争は松本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上